

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①江差町の人口構造

江差町の人口は、国勢調査において、昭和40年（1965年）の15,380人をピークに減少しており、令和2年（2020年）には7,428人とピーク時の半分以下にまで減少している。

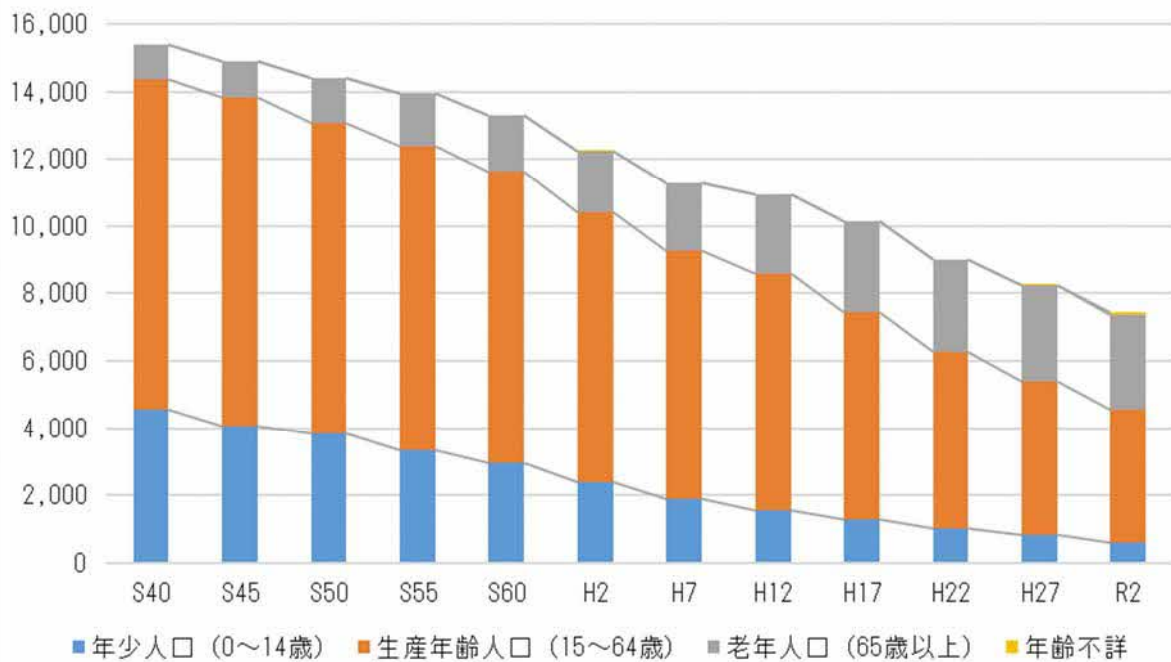
また、少子高齢化の進行も顕著となっている。65歳以上の老年人口の割合は平成22年（2010年）に30%を超え、令和2年（2020年）には38.3%まで上昇してる一方、15歳未満の年少人口の割合は、平成27年（2015年）に10%を割り込み、令和2年（2020年）には7.9%まで減少している。

■江差町の年齢3区分別人口の推移（国勢調査）

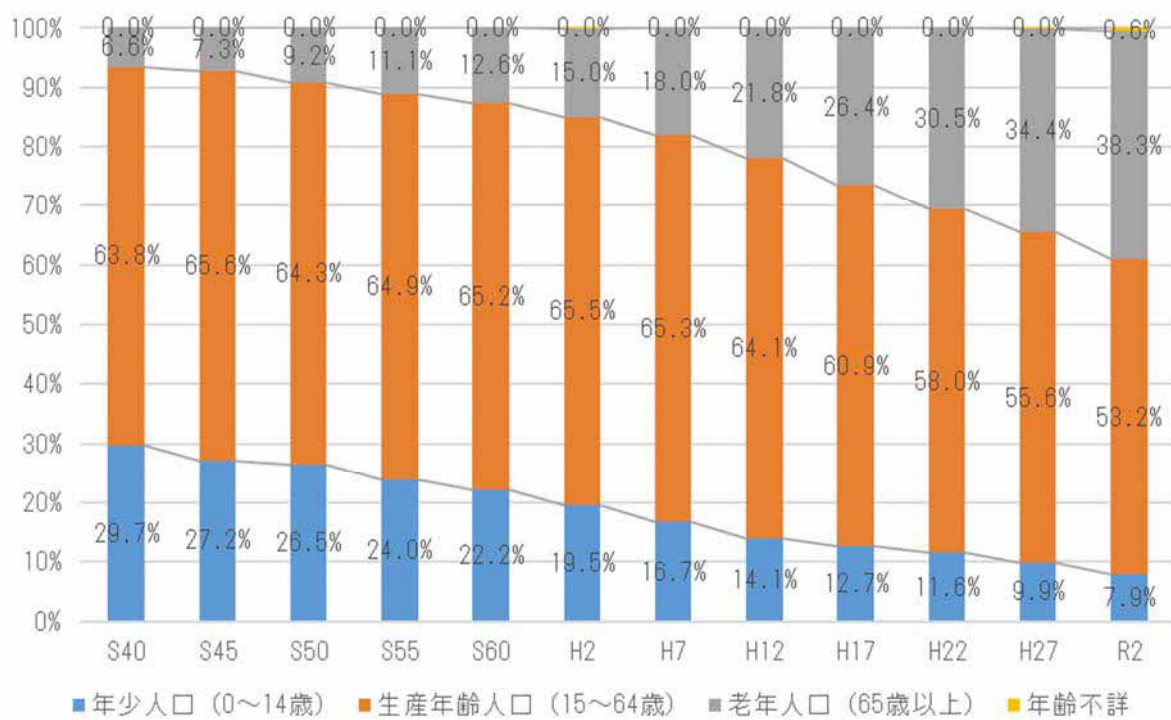
（単位：人）

	S40	S45	S50	S55	S60	H2
年少人口（0～14歳）	4,567	4,050	3,818	3,342	2,955	2,390
生産年齢人口（15～64歳）	9,805	9,764	9,264	9,044	8,682	8,012
老年人口（65歳以上）	1,008	1,081	1,327	1,544	1,676	1,830
年齢不詳	0	0	0	0	0	2
計	15,380	14,895	14,409	13,930	13,313	12,234
	H7	H12	H17	H22	H27	R2
年少人口（0～14歳）	1,885	1,540	1,285	1,041	818	589
生産年齢人口（15～64歳）	7,380	7,028	6,167	5,221	4,589	3,950
老年人口（65歳以上）	2,036	2,391	2,679	2,742	2,839	2,846
年齢不詳	0	0	0	0	2	43
計	11,301	10,959	10,131	9,004	8,248	7,428

江差町の人口の推移（国勢調査）



江差町の年齢3区分別人口構成比の推移（国勢調査）



②江差町の産業構造

古くから商業集積の町や観光地として発展した背景を持ち、また、檜山地域の中心として国や北海道の出先機関も多いことから、住民の就業している産業（大分類）は、第3次産業の割合が最も高く、令和2年（2020年）には72.4%となっている。

第1次産業の就業者は、令和2年（2020年）には297人となっており、平成22年（2010年）からの10年間で22.3%減となっている。農業、漁業で大きく減少しているが、林業は増加傾向となっている。

第2次産業の就業者は、令和2年（2020年）には613人となっており、平成22年（2010年）からの10年間で3.0%減となっている。建設業が減少している一方で、製造業は10年間で38.3%の大幅増となっている。

第3次産業の就業者は、令和2年（2020年）には2,584人となっており、平成22年（2010年）からの10年間で11.0%減となっている。内訳では、医療、福祉が548人（平成22年（2010年）比6.3%減）、卸売・小売業が452人（平成22年（2010年）比15.5%減）、公務（他に分類されないもの）が447人（平成22年（2010年）比9.3%減）、サービス業（他に分類されないもの）が306人（平成22年（2010年）比48.5%増）、宿泊業、飲食サービス業が174人（平成22年（2010年）比12.6%減）などとなっている。

③江差町の中小企業の実態等

少子高齢化の進行、都市圏への人口流出に伴う人手不足、後継者不足がすべての業種で深刻な状況となっている。また、各事業者が保有する設備の老朽化も進み、作業効率や生産効率の低下の要因ともなっている。

こうした状況の中で、中小企業の生産性の抜本的な向上を図り、生産年齢人口の減に伴う人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者の確保につながるような企業づくりを促進していくことが喫緊の課題となっている。

■江差町常住者の産業別就業者数の推移（国勢調査）

		平成22年（2010年）		令和2年（2020年）		増減率 (%)
		就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)	
第1次産業	合計	382	9.7	297	8.3	▲ 22.3
	農業	250	6.4	187	5.2	▲ 25.2
	林業	21	0.5	34	1.0	61.9
	漁業	111	2.8	76	2.1	▲ 31.5
第2次産業	合計	632	16.1	613	17.2	▲ 3.0
	鉱業、採石業、砂利採取業	8	0.2	7	0.2	▲ 12.5
	建設業	436	11.1	346	9.7	▲ 20.6
	製造業	188	4.8	260	7.3	38.3
第3次産業	合計	2,904	74.1	2,584	72.4	▲ 11.0
	電気・ガス・熱供給・水道業	37	0.9	24	0.7	▲ 35.1
	情報通信業	7	0.2	4	0.1	▲ 42.9
	運輸業、郵便業	152	3.9	97	2.7	▲ 36.2
	卸売業、小売業	535	13.7	452	12.7	▲ 15.5
	金融業、保険業	108	2.8	49	1.4	▲ 54.6
	不動産業、物品賃貸業	23	0.6	24	0.7	4.3
	宿泊業、飲食サービス業	199	5.1	174	4.9	▲ 12.6
	医療、福祉	585	14.9	548	15.3	▲ 6.3
	教育、学習支援業	187	4.8	174	4.9	▲ 7.0
	複合サービス事業	75	1.9	84	2.4	12.0
	サービス業（他に分類されないもの）	206	5.3	306	8.6	48.5
	学術研究、専門・技術サービス業	118	3.0	75	2.1	▲ 36.4
	生活関連サービス業、娯楽業	179	4.6	126	3.5	▲ 29.6
	公務（他に分類されるものを除く）	493	12.6	447	12.5	▲ 9.3
分類不能の事業		0	0.0	77	2.2	
就業者総数		3,918	100	3,571	100	▲ 8.9

（2）目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

江差町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が江差町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、地域雇用の安定や地域産業への波及の効果が希薄であることから、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電設備に関しては、町内に労働者が常駐する事業所または工場を有し、自らが電力を消費する目的で設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

町内のすべての中小企業者による幅広い取組みを促すため、本計画の対象区域は、江差町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

江差町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が江差町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月20日～令和7年6月19日までの2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。